

仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の  
公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

公職選挙法の一部を改正する法律等の施行に伴い、仙北市議会議員選挙及び仙北市長の選挙における自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる改正が必要となった。

2 改正内容

(1) 自動車の使用の公費負担額及び支払手続

- ① 自動車借入れ単価の限度額を、15,800円から16,100円に改める。
- ② 燃料費単価の限度額を7,560円から7,700円に改める。

(2) ビラの作成の公費負担額及び支払手続

ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から7円73銭に改める。

(3) ポスターの作成の公費負担額及び支払手続

ポスターの1枚当たりの作成単価を算定するための基準額として、印刷費及び企画費の限度額をそれぞれ525円6銭から541円31銭に、310,500円から316,250円に改める。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとする。